

個人 11

受	令和 5 年	2 月 22 日
付	午前・ <u>午後</u>	2 時 50 分

一般質問（個人） 通告書

令和 5 年 2 月 22 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 山 下 幹 雄

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月
定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問項目の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問項目（大項目）ごとの一問一答
<input type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



別紙

氏名 山下 幹雄

質問事項 No. <u>1</u>	会計管理業務の本市体制について
要旨	<p>本市第6次総合計画の準備が進み大きく夢は膨らみつつある。行政と市民の信頼関係はより大切な時期に来ている。ITの技術革新が急速に進んでいるが、本市行政は十分活用できているのだろうか。本市の会計管理業務について、スピード感、セキュリティを含めシステム構築の進捗状況を伺う。</p> <p>(1) 管理事務体制の現状について</p> <p>(2) 技術革新と働き方の相関性について</p>

※申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 2	職員の離職後再就職にかかる透明性について
要旨	<p>国家公務員においては、職員の離職後の営利企業以外の事業の法人その他の団体への就職に係る制限が各種設けられている。</p> <p>一般的に「天下り」と呼ばれているが、地方においても市民から疑念をいだかれるような事案が散見されている。巨額な公金が配分される事業を展開する団体、企業等への再就職に於いて行政関与の「あっせん」は貴重な税の配分と用途に対し十分な透明性と公正性を堅持しなければならない。本市の該当状況、今後の方針等伺う。</p> <p>(1) 現況について</p> <p>(2) 今後の方針について</p> <p>ア 踏襲的なルールについて</p> <p>イ 透明性、公正性の担保について</p>

※申し合わせ事項に留意する。